

駐留軍等労働者の労務管理

1 駐留軍等労働者の労務提供に関する日米間の取決め

合衆国軍隊及び米国歳出外資金による諸機関（施設内に設置されている食堂、売店等）の我が国における労務の需要は、「日本国の当局の援助を得て充足される」（地位協定第12条第4項）ことになっている。

これを受けて、日本政府は駐留軍等労働者を雇用し、その労務を在日米軍に提供するいわゆる「間接雇用方式」を採用。

この方式による労務提供を実施するため、防衛省と在日米軍との間で、労働条件等を定めた三つの労務提供契約を締結。

駐留軍等労働者数： 25, 530人（平成19年9月末日現在）

①基本労務契約： 19, 170人（各軍の司令部や部隊等の事務員、技術要員、運転手、警備員等）

②船員契約： 14人（非戦闘用船舶に乗り組む船員）

③諸機関労務協約： 6, 346人（施設内の食堂、売店等の諸機関のウエイトレス、販売員等）

2 駐留軍等労働者の身分

駐留軍等労働者は、私法上の雇用契約により国に雇用される者であるが、国の事務・事業に従事するものではないことから、国家公務員ではないとされている。

3 駐留軍等労働者への労働法令の適用

駐留軍等労働者との雇用関係については、原則として、労働基準法、労働組合法及び労働関係調整法をはじめとする我が国の労働関係法令が適用される。

4 駐留軍等労働者の勤務条件

(1) 駐留軍等労働者の給与は、概ね国家公務員のそれに準じて定めている。

(2) 駐留軍等労働者には、我が国の法令による健康保険、厚生年金保険、雇用保険等の社会保険制度が適用されている。

駐留軍等労働者の在職及び離職状況

(単位：人)

年度 区分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
1 労働者数	24,974	25,114	25,041	25,256	25,348
本土	16,296	16,301	16,228	16,328	16,361
沖縄	8,678	8,813	8,813	8,928	8,987
2 離職者数	43	42	25	53	79
本土	35	27	12	35	56
沖縄	8	15	13	18	23

注：1 労働者数は、3月末日現在である。

2 離職者数は、アメリカ合衆国軍隊の撤退等に伴い、離職を余儀なくされた者の数である。

駐留軍関係離職者等対策関係予算

(単位：千円)

年度 区分	平成19年度	平成20年度	対前年度 増△減額	備考
1 特別給付金	44,864	41,163	△ 3,701	
2 職業訓練関係費	7,300	6,582	△ 718	
計	52,164	47,745	△ 4,419	

注：平成20年度は概算要求額である。

駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限の延長の必要性について

- 1 駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和33年法律第158号）は、日本国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊の撤退等に伴い、多数の駐留軍等労働者が特定の地域において一時に離職を余儀なくされること等の実情にかんがみ、これらの者に対し特別の措置を講じ、もってその生活の安定に資することを目的として、5年に限り効力を有する限時法として昭和33年に制定されたものである（昭和33年5月17日公布）。
- 2 その後、9回にわたり各回5年ずつ有効期限が延長されているが、同法は平成20年5月16日をもってその効力を失うこととなる。（附則第3項）
- 3 しかしながら、次の理由により、今後とも引き続き同法に基づく特別の措置を講ずる必要があるので、同法を改正し、その有効期限をさらに5年延長することとしたいと考えている。
 - (1) 駐留軍等労働者の雇用は、近年比較的安定しているが、その使用者が在日米軍であり、米国の安全保障政策の変更、米軍の機構の改編、部隊の撤退・縮小等の可能性があることから、その雇用は本来的には不安定なものである。
 - (2) 平成18年5月の「再編実施のための日米のロードマップ」で示された在日米軍再編の実施に伴い、今後、平成26年までの間に、沖縄8施設及び本土1施設において勤務する駐留軍等労働者の雇用に影響が生じることが見込まれる。
 - (3) 駐留軍等労働者の職種は極めて細分化されていることから、離職を余儀なくされた場合には、融通性・即応性に乏しく、再就職は非常に厳しい状況にある。

【仮訳】

再編実施のための日米のロードマップ（抄）

2006年5月1日

ライス国務長官・ラムズフェルド国防長官
麻生外務大臣・額賀防衛庁長官

実施に関する主な詳細

1. 沖縄における再編

(b) 兵力削減とグアムへの移転

- 約8000名の第3海兵機動展開部隊の要員と、その家族約9000名は、部隊の一体性を維持するような形で2014年までに沖縄からグアムに移転する。移転する部隊は、第3海兵機動展開部隊の指揮部隊、第3海兵師団司令部、第3海兵後方群（戦務支援群から改称）司令部、第1海兵航空団司令部及び第12海兵連隊司令部を含む。
- 対象となる部隊は、キャンプ・コートニー、キャンプ・ハンセン、普天間飛行場、キャンプ瑞慶覧及び牧港補給地区といった施設から移転する。
- 沖縄に残る米海兵隊の兵力は、司令部、陸上、航空、戦闘支援及び基地支援能力といった海兵空地任務部隊の要素から構成される。

(c) 土地の返還及び施設の共同使用

- 普天間飛行場代替施設への移転、普天間飛行場の返還及びグアムへの第3海兵機動展開部隊要員の移転に続いて、沖縄に残る施設・区域が統合され、嘉手納飛行場以南の相当規模の土地の返還が可能となる。
- 双方は、2007年3月までに、統合のための詳細な計画を作成する。この計画においては、以下の6つの候補施設について、全面的又は部分的な返還が検討される。
 - キャンプ桑江：全面返還。
 - キャンプ瑞慶覧：部分返還及び残りの施設とインフラの可能な限りの統合。
 - 普天間飛行場：全面返還（上記の普天間飛行場代替施設の項を参照）。
 - 牧港補給地区：全面返還。
 - 那覇港湾施設：全面返還（浦添に建設される新たな施設（追加的な集積場を含む。）に移設）。
 - 陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム：全面返還。
- 返還対象となる施設に所在する機能及び能力で、沖縄に残る部隊が必要とするすべてのものは、沖縄の中で移設される。これらの移設は、対象施設の返還前に実施される。

4. 厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐

- 第5空母航空団の厚木飛行場から岩国飛行場への移駐は、F/A-18、EA-6B、E-2C及びC-2航空機から構成され、（1）必要な施設が完成し、（2）訓練空域及び岩国レーダー進入管制空域の調整が行われた後、2014年までに完了する。

(了)

再編実施のための日米のロードマップ（平成18年5月）の
土地の返還等の対象施設に勤務している駐留軍等労働者数

施設名	再編ロードマップ	駐留軍等労働者数 H19.9月末日現在
キャンプ・コートニー	グアム移転	343
キャンプ・ハンセン	グアム移転	563
普天間飛行場	グアム移転・全面返還（約481ha）	196
キャンプ瑞慶覧	グアム移転・部分返還（約643haの一部）	2,342
牧港補給地区	グアム移転・全面返還（約274ha）	1,124
キャンプ桑江	全面返還（約68ha）	218
那覇港湾施設	全面返還（約56ha）	90
陸軍貯油施設第1桑江タンクファーム	全面返還（約16ha）	0
沖縄8施設計		4,876
厚木海軍飛行場	艦載機部隊の岩国への移駐	1,073
合計9施設		5,949